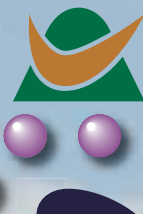


あなたとつなぐ
議会
しんじ



No.42 新 城 市 議 会
平成27年8月15日発行

5月臨時会・6月定例会

■ 特集(住民投票・実務協議).....	1	4
■ 一般質問.....	5	11
■ 議案.....	12	15
■ 委員会インフォメーション.....	16	18
■ お知らせ.....	19	

新庁舎建設における 現計画の見直しを問う 住民投票の結果を受けて

平成27年5月31日、3月定例会で議員提案により制定された「新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例」に基づく住民投票が行われました。

市民の皆様の真摯な議論と投票にあらためて感謝申し上げます。

新庁舎の建設費上昇による見直し、及び市民の見直し要望に応えるために行われた住民投票の結果は、投票率が56.2%と半数を超え、住民投票条例で求めた投票の促進を達成することができました。

投票者の57%が付け替え道路をつくらず、東庁舎を活用するという選択肢を選ぶ結果となり、市民の意思が確認されました。

この結果を尊重し、東庁舎を活用することを前提に、新庁舎については規模を縮小することとなります。庁舎機能を低下することなく、利便性と市民サービスの向上を最優先に考え、速やかに事業が進捗されるよう議会として取り組んでいきます。

(議長)

■ 現計画の見直し方法（選択肢1か2か）について
市民意思を問う本住民投票条例では、「市議会及び市長は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、投票を促すよう努める」としています。投票率が半数を超えたことで、市民意思を確認するに意義ある結果となりました。

かつ、「市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならぬ」とされています。本条例による住民投票は、選挙で選ぶ市長、議員に託す間接民主制を補うもので、法的な拘束力はありません。しかし、この結果を市議会は重く受け止めていきます。

■ 住民投票結果を受け、6月定例会において、市長の見直し方針（左記）とそれに基づく議案について、議論、審議がされました。その概要をお知らせします。



住民投票結果を受けての市長見直し方針（6月5日提出）

1 選択肢2を採用

- ① 道路の付け替えは行わず、現道のままの道路形状とする。
- ② 東庁舎を活用し、新庁舎の規模縮小をはかる。

②【安全・安心の拠点として】

災害に強く、市民サービスの充実と行政効率向上をはかるための基本機能を低下させない。

なるべく庁舎問題の早期決着をはかる。

かる。

3 具体的な計画

- ③【新たな市民合意の上で】
選択肢2を採用するとともに、選択肢1に託された市民の願いにも配慮する。
- ④【速やかな施工をめざして】
消費税増前の契約を目標とし、地方創生戦略に総力をあげ

① 6月定例会に「市道廃止・認定議案」「設計関連補正予算案」を

上程。

② 基本設計見直し期間を4ヶ月程度とし、VE協議、議会協議、対案協議などを同時並行で進める。

③ 事業は、半年～1年の遅れの可

能性はあるが、可能な限り現予定での竣工をめざす。

④ 新庁舎規模については、これまでの基本設計を基に割り出し7,000㎡程度とする。

⑤ 3階建て30億円案については、「新庁舎見直しの住民投票を求める会」に正式な提案としての根

拠や図案の提出を求め、「実務協議」を要請した。その中で実現可能性について検証協議したい。

2 見直しコンセプトは

「将来不安を克服する見直し案」

①【よりコンパクトに】

東庁舎を全面活用し、新庁舎の規模縮小をはかる。

実務協議が行われる

市長方針に沿い、市と「求める会」との実務協議が7月3日から29日の間、4回にわたり行われました。議員は傍聴という立場でしたが、概要を3〜4ページでお知らせします。

一般質問

住民投票に関して多岐の議論

6月定例会では、新庁舎についての住民投票に関して、質問者14人中8人の議員が一般質問し、議論を重ねました。

- ① 市民への情報提供と説明責任
 - ② 見直し方針と基本原則の実行策
 - ③ 両方の選択肢の民意の反映
 - ④ 投票結果からの民意の受止め方
 - ⑤ 投票結果の市政運営への影響
 - ⑥ 市民まちづくり集会のあり方
 - ⑦ 実務協議のあり方
 - ⑧ 大幅な変更に伴う財源計画
 - ⑨ 見直し計画の市民合意と周知
 - ⑩ 住民投票からの教訓
- ⑪ 今後の公共施設のあり方などが議論されました。

今回の住民投票の結果を、住民利益にかなう新庁舎の実現に生かすことが大切です。

新庁舎見直し設計経費を計上

平成27年度一般会計補正予算に、新庁舎建設事業の見直しに必要な経費が計上されました。

- ① 実施設計業務委託料等の増額561万4千円（実施設計管理支援、VE協議技術協力業務を含む）
 - ② 継続費補正／実施設計の期間を28年度まで延長。設計委託料を27年度516万8千円（①を含む）、28年度1890万5千円とし、総額2407万3千円を増額。
- 予算・決算委員会及び本会議において、賛成多数で可決されました。

市道は付け替えず現道のまま

住民投票の結果、市道の付け替えを行わない選択肢2が多数となりました。それを受け、既に図上では変更された文化会館前交差点に結ばれていた市道東新町桜洲線の路線を元に戻す路線廃止及び認定の議案が上程されました。

本会議最終日、付託された経済建設委員会から継続審査の申し出がありました。本会議で否決され、差し戻し行われた委員会の再審査で可決。本会議においても賛成多数で可決されました。その結果、市道の付け替えは行わず現道のままとすることが確定しました。新庁舎は、旧市民体育館側の敷地に計画することになります。（左図）



請願を継続審査に

「新庁舎見直しの住民投票を求める会」から、加藤・白井両議員を紹介議員とし、住民投票で示された民意として「3階建て30億円、東庁舎活用・付替え道路なし」「新庁舎建設に地元業者参入を重視」を求める請願が提出されました。

6月22日の本会議で紹介議員の説明と質疑が行われ、6月24日、付託された総合政策特別委員会、会の前崎代表から請願の趣旨などの説明を伺い、議員から質疑がされました。

委員会では質疑の後、「請願内容の説明に曖昧な点がある」「3階建て30億円案の実現可能性を検証する実務協議の途中である」ことを理由に継続審査とすべきとする動議が提出され、賛成多数で可決されました。

6月29日の本会議最終日にて、委員会からの継続審査の申し出があり、閉会中の継続審査が決定しました。

実務協議

実務協議とは

住民投票の結果を受け市長は選択肢2を採用し、その上に立つて基本設計の見直しをする
と表明しました。選択肢2の採用とは、「道路付け替えは行わず、現道のままの道路形状と
する。」「東庁舎を活用し、新庁舎の規模縮小をはかる。」ということ。これに対して、
新庁舎見直しの住民投票を求める会（以下、求める会）は、選択肢2の民意は「3
階建て30億円案」であるので、これを尊重し実現してほしいとの要請書を市長に提出しまし
た。しかし、市はこれまでに「3階建て30億円案」を検討したことがなかったことから、求
める会から図面や根拠を正式に示していただいた上で、その実現性を検証するために市と求め
る会との間で協議が行われました。これが実務協議です。



実務協議に至る経過

5月31日の新庁舎建設における
現計画の見直しを問う住民投票で
は、庁舎配置・規模・道路形状の
3点が選択のポイントとして市民
に示され、投票の結果、選択肢2
が選択肢1を上回りました。

6月3日、求める会から市へ要
請書が提出されました。

項目は、
①市民の多数が「3階建て30億
円、東庁舎活用・付替え道路なし」
を選んだ。この結果を尊重し実現
すること

②新庁舎建設に地元業者の参
入を重視し、地域経済活性化への
波及を実現すること
の2つでした。

6月5日こ

の要請を受け、
市長見直し方
針において、
『3階建て30
億円』案につ
いては、求め
る会に正式な
提案としての根拠や図面の提出
を求め、実務協議に応じてもら
えるよう代表に要請した。その
中で実現可能性について検証協
議したい」としました。



これにより、7月3日、9日、
16日、29日の計4回にわたり、
求める会と市との実務協議が行
われることとなったのです。

これにより、7月3日、9日、
16日、29日の計4回にわたり、
求める会と市との実務協議が行
われることとなったのです。

協議内容

（求める会の試案の考え方 以下、会
の協議概要 以下、市）

●新庁舎敷地への車の乗り入れ
会／体育館前交差点（A）からの乗
り入れとする。

市／体育館前交差点（A）からの乗
り入れは、警察指導による整形
な十字交差点への改良と大型車
が誤進入した場合の転回スペー
スを確保すれば可能となること
から、スイッチバック方式での
配置計画も検討する。

会／現本庁舎乗り入れ位置（B）を
維持する。

市／駐車場法の規定により原則乗
り入れ不可となるが、特例措置
である国土交通大臣認定を受け
る方向で進める。

●おもいやり（身障者）駐車場
会・市／どのような建物配置とし
た場合でも整備する。

●新庁舎敷地南側（C）敷地の
活用

会／駐車場整備は建築基準法には
抵触しない。
市／関係機関に確認し、市として
駐車場整備は法の主旨に抵触す
ると判断したため、法の主旨に
抵触しない用途で有効活用を検
討する。

●本庁機能

会／新庁舎と東庁舎の二棟に集約
する。

市／新庁舎と東庁舎の二棟に集約
するが、基本機能は可能な限り
新庁舎へ配置する。



※上図は確定したものではありません。

●新庁舎延べ面積

会／5,400㎡程度。
市／見直し方針で示した7,000㎡程度をよりコンパクトにする議論は続けるが、行政として責任が持てる庁舎設計をする。

●新庁舎の階層

会／3階建て。
市／体育館前交差点(A)からの直接乗り入れの場合は、必要な延べ面積から4階建てとなる。体育館前交差点(A)からの直接乗り入れをしない場合は、1階の延べ面積を大きくとれることから3階建ても可能となる。

●本体工事費の積算

会／基本設計見直しで総事業費30億円以下を目指す。積算根拠は平成24年度に市が示した基本設計の㎡単価を参考に積算しているが、以降の消費増税分、物価上昇分は見込んでいないので多少の増額はやむを得ない。
市／協議の結果、市が行う基本設計の見直しに際し参考となる具体的な資料は無いとのことなので、事業費の精査はVE協議、第三者検証等でしっかり検証しながら、必要な機能を確保するとともに、長寿命化、コンパクト化、事業費縮減策を検討した上で必要な事業費を算出する。庁舎面積の論点で整理したように求める会から示された、5,400㎡でも必要な機能を具備した庁舎は不可能と認識している。

●構造(耐震、免震)

会／新庁舎は耐震構造とする。耐震構造であれば地元業者で施工できる。地下室も造れる。
市／揺れは免震構造の方が小さい。耐震構造は、庁舎内の市民・職員の人的被害、家具等の転倒により迅速に災害対策本部の開設ができない恐れがあることから、市民の安全・安心を最優先し、地震発生直後から災害対応が可能な免震構造で計画する。

●地元経済への貢献

会／地元業者が元請で出来るように、市から建設業界へ協力を要請すべきである。
市／行政から市内建設業界へ要請することは、官製談合や業界内での談合の助長につながる。ことから厳に慎むべきものである。新庁舎建設事業の地域経済への貢献策は、現在、地域産業連携会議で設計業者、施工候補者と共に、建築業に限らず地元企業の意向を聞き取る場を設けており、法順守のもと、実現性が高く市内事業者の満足度も高い方策を検討していく方針である。

4回目の求める会発言(抜粋)

様々な市民意見を取り入れた市民試案2は、スペースに余裕があり市民の利便性を高めた提案である。市民の民意を踏まえた方向を明確にした上で提案すれば、専門家はその知見・ノウハウをもって必ず応えて下さる。民意とかけ離れた対応は市民がっかりさせる。市民と行政と議会が協働で将来に向けた新しい庁舎を造るチャンスであると考ええる。

4回目の市長コメント(抜粋)

- ・住民投票の結論として「選択肢2を選択し、その上に立って基本設計の見直しをする」、これが住民投票の結果に対する理解のすべてである。
- ・今後は、実務協議の様子、論点について議会に全幅の報告をし、議会側の考えを聞いた上で基本設計の見直しを指示し、設計者、施工候補者と実質的な設計作業に入る。
- ・設計作業では実務協議での様々な議論に対する意見を集約し、庁舎規模の目安とした、延べ面積7,000㎡をよりコンパクトにする検討と同時に、新庁舎が膨大な無駄とならないよう、責任を負える見直し案を提示したい。

一般質問とは、議員が市の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求めまたは疑問を質すことです。



柴田賢治郎議員

Q. 今後ICTをどのように活用していくのか

A. 観光アプリ等のソフト開発・導入について検討を進める

新城市の観光宣伝・販売促進活動としてICT（情報通信技術）のマッチングについて以下伺う。

①新城市の観光宣伝・販売促進活動にICTがどれほど組み込まれているのか。

②今後ICTをどのように活用していくのか。

産業・立地部長

①本市では、市内全域に超高速ブロードバンドが利用できる環境が整った強みを生かし、観光基本計画及び同アクションプラン、第2次地域情報化計画に基づきICTを活用した取り組みを推進しているところである。

具体的には、スマートフォン、タブレット端末を活用し、来訪者

が欲しい情報をいつでも入手できる公共無線LANによるネット環境整備やホームページによる観光案内、YouTubeによる観光動画の配信、フェイスブックなどSNS活用による観光情報発信等、様々なニーズの把握を行っている。

既に「もつくる新城」では、奥三河観光協議会の職員がタブレット端末で、フェイス・ツー・フェイスの情報提供をしている。

②ICTは、日常生活に不可欠なインフラ基盤として確立しつつあるため、民間のホテル、旅館、飲食店等において公衆無線LAN環境の整備を推進していく。

一方、ICT技術を活用し「必要なタイミングで必要な情報を届ける」ことを目的に、見どころ案内情報が簡単に自分の携帯情報端末に表示できる観光ナビゲーションシステム、臨場感ある見どころの表示により、観光客に対して視覚的に情報提供が可能となる観光アプリ等のソフト開発・導入についても先進地の事例を研究し導入に向けて検討を進めていく。

その他の質問項目

住民投票の反省点と活用について

て



山崎 祐一議員

Q. 防犯カメラ設置の考え方は

A. 地域で設置する場合に、新たな補助金制度を用意している

川田区内公民館通りで発生する変質者出没事件と対応について以下伺う。

①川田地内で発生した変質者出没事件の概要と特徴について。

②変質者出没事件が多発しているにも関わらず、長年解決していない問題をどう認識しているか。

総務部長

①事件は、6月2日の午前0時5分頃、川田字山田屋敷地内で発生した。19歳の女子学生がアルバイトを終え、自転車を押して帰宅途中、東上駅から白色の軽自動車

でついてきた男が、下半身裸で近づいてきたため、女子学生は恐怖を感じ、慌てて近くの民家へ逃げ

込み助けを求めたものである。

②警察に確認したが、長年未解決の事案はないとのことであった。最近では、国道151号における女子高生に対する声かけ事案が多発しており、現在警察当局において解決に向け鋭意捜査中である。

また、今回の事案については、警察で現場付近の夜間パトロール等を強化するとともに、教育委員会に対しても注意喚起をお願いしている。

なお現在、千郷地区には青パト隊がないため、新規発足に向け警察と調整中である。

再質問

防犯カメラ設置の考え方は。

防犯協会連合会から寄付をいただき市内の主要な交差点8カ所に設置した。今後、市の予算で新城駅をはじめ主要な駅に設置し防犯に努めたい。

また、地域で設置する場合には、上限25万円、補助率1/2という制度を新たに用意したので、利用等を含め、地域と行政が一緒になって防犯対策に取り組んでいきたい。

その他の質問項目

住民投票の結果について 他



白井 倫啓議員

Q. 住民投票は、公正・公平に行われたと考えるか

A. 住民投票条例の規定に基づき、適正に行われた

新城市初めての住民投票が行われ、さまざまな教訓を残したと考える。そこで以下伺う。

①結果からこれまでの説明責任をどのように考えるか。

②住民投票は、公平・公正に行われたと考えるか。

③今後に生かすべき教訓は何か。

総務部長

①庁舎建設事業については、その進め方の基本を「市民とつくる市民のための庁舎」として可能な限り市民の参画と、基本設計方針市民説明会、基本設計概要説明会、基本設計案市民説明会、市政報告懇談会などあらゆる機会を捉えて市民説明、意見聴取を行ってきた。

こうしたステップを踏み、説明責任は果たしてきたと考えているが、庁舎建設事業に関する全市民的な関心を高め、その上に立った情報提供の手法について様々な検討をしていく必要性を感じている。

②今回の住民投票は、議員発議による住民投票条例に基づくものであり、本条例において、「路線の変更を伴わない」または「路線の変更を伴う」の2者択一とする旨の規定がなされていた。この規定の範囲において、住民投票が適正に行われ、公平・公正は担保されたと認識している。

③これまで多くの市民と作り上げてきた新庁舎の基本理念、市民説明会等を開催し、議決によって積み重ねてきた意思決定により進めてきたが、市民の理解を得ることの難しさを痛感したと同時に、政策の考え方を市と議会が共に市民に伝えていく努力が必要であったと考えている。

こうしたことから、市と議会が市民意思を確認し、理解を得る手法が、これからの地方自治運営には必要であり、住民合意の取り方が今後の検討課題として残った。



山口 洋一議員

Q. 産廃施設業者への質問をなぜ改訂したのか

A. まずは言葉で回答させ、実証的な数値等は後日回答と考えたため

産廃施設業者の進出対応において、対策会議での質問が改訂されていたこと等について以下伺う。

①タナ力興業に求めた質問は、対策会議後に市が改訂したものか。

②改訂された質問は言葉だけのやり取りとなつているがなぜか。

③事業者から具体的な説明がない状態で、「現況の値を基本に超えない取り組みを促していきたい」と言える状況と考えているのか。

環境部長

①タナ力興業には平成26年11月に産廃対策会議で質問をまとめて送付したが、回答期限を過ぎた平成27年1月に、タナ力興業社長から「市民の反対運動がある中では、

質問に回答しても理解を得られないため回答しない」と返事があった。しかし、市民に対し社会的責任は果たされないと判断から、少しでもタナ力興業から回答を引き出し、市民の不安を払拭していきたいと考え、先に出した趣旨を変えずに、改めて質問をした。

②改めて出した質問に対し、タナ力興業から回答があれば、再質問を行い、当初の質問と同等の回答となるように説明を求めていく予定で作成したものである。先に産廃対策会議で出された質問を改訂したわけではなく、まずは言葉で回答を引き出し、実証的な数値や裏付けとなる資料等は後で出してもらおうとの考えからである。

③事業者に現況の値を基本に、それを超えない取り組みを促して行きたいという立場に変わりはない。臭気については、設置した口ツクウル脱臭装置で臭気を本当に軽減できるのか、具体的な数値や資料提示により説明を求めていると考えている。

その他の質問項目

新城市防災行政無線屋外拡声子局の管理状況について



加藤 芳夫議員

- Q.** 新庁舎建設は、3階建て30億円の市民の思いを堅持できるか
- A.** 実現可能かを検証し、具体的な検討は実務協議で行っていく

新庁舎建設に関して住民投票が行われた。そこで以下伺う。

① 市民まちづくり集会は、偏った運営だったとの批判があったが、市の見解は。

② 投票した多くの市民は大幅な規模縮小、3階建て30億円を選択した。基本設計の見直しを進める中で市民の思いを堅持できるか。また、東庁舎活用の考えは。

企画部理事

① 今回のまちづくり集会は、議員提出第5号議案として議決された住民投票条例第12条の規定により開催された。議員発議に起因するものであるため開催主体についても議会内で協議し、結果として

議会と市長との共催となった。

同条において、「市民まちづくり集会は、投票日の10日前までに開催しなければならない」と規定されている。実行委員会も非常に限られた期間の中で、議会、行政、実行委員の3者により条例に定める選択肢の内容を市民に分かりやすく伝えるため、情報と意識の共有の場としての公平・中立な集会の運営方法について鋭意検討を重ねてきたものであり、公平・中立を旨とした運営ができたものと考えている。

総務部長

② 住民投票結果を受けての見直し方針については選択肢2を採用する。つまり、道路の付け替えは行わず、現道のままの道路形状とする。東庁舎を活用し、新庁舎の規模縮小を図ることである。「3階建て30億円」案については、求める会に根拠や図案の提出をお願いし、その実現可能性について検証協議を行う実務協議の場を提案したので、具体的な議論は今後行っていくことになる。

その他の質問項目

公設産科開設について



鈴木 眞澄議員

- Q.** 本人が認知症をチェックできるインターネットサイトの開設は
- A.** 今後、市のホームページで気軽に認知症をチェックできる機会を提供したい

① 市内世帯数の25%が一人暮らし世帯であり、中でも高齢単身世帯はなんらかの不安を抱えて生活している状態である。その不安解消のため自宅でパソコンや携帯から本人が認知症をチェックできるサイトを開設する考えは。

② 愛知県は「コグニサイズ」という認知症予防運動を取り入れた事業を行い、効果を検証しながら3年かけて予防プログラムを作成する。この県の方向性に対する市の考えは。

健康医療部副部長

① 県が行っている認知症チェックリストが完成次第、市のホームページに掲載し、認知症のチェッ

クを気軽に行っていただけ機会を提供したい。

② 市でも認知症予防教室を開催し、健康づくりリーダーによる体を動かす予防法など行っている。県が作成する予防プログラムは、市町村の事業をサポートするものなので、市がこれまで行ってきた予防教室などに活用して、より効果が上がることを期待している。

再質問

① インターネットによる認知症チェックサイトの開設時期は

② 市独自で高齢者に3歳刻みで行っている健康アンケートがあるが、インターネットで全員ができるようにならないか。

健康医療部副部長

① 県のチェックリストの完成時期によるが、今年の秋を予定している。

② 紙のアンケートでも現在約7割近くの回答があるため、インターネット利用と対象年齢の拡大については、今後の検討課題とした。

その他の質問項目

若者定住対策について



菊地 勝昭議員

Q. 山林の固定資産税評価額を減額見直しする考えは

A. 全国的な基準の改正がなければ大変厳しい問題である

山林所有者から、山林の価値がこれだけ低くなっているのにも関わらず、固定資産税が下がらないという声が多い。

税の公平性の観点からも疑問が生じると思うが、市は山林の現状をどう捉え、山林の固定資産の見直しについてどのように考えるか。

総務部長

林業の採算性悪化など様々な理由により、山林離れが顕在化していることは認識している。

山林の評価は総務大臣告示の固定資産評価基準に基づき、状況類似地区ごとに位置、地形、土層、林産物搬出の便などの状況、売買実例価格額の内容を検討したうえ

で補正を加え、愛知県との調整により均衡、適正化を図っている。

現在は27年度の見直しにより29年度から3年間の価格据え置きが決まっている状況でもあるため、近年の林業経営状況、社会経済情勢を踏まえた全国的な基準改正がなければ厳しい状況である。

再質問

税率や評価額に独自の裁量を働かせられないか。また、山林の多面的機能を都市部が評価しないと山間地域はダメになる。市の考えは。

総務部長

税率の改正はできるが、標準よりも安くした場合、地方債の借入額が制限される等さまざまな制限が出てくるため難しい。

市長

基本的に資産保有に関する課税は全体的な公平性、平等性が求められる。現在は、所有者負担なしに山林の価値を低減させない手入りができるので、積極的に活用するのも所有者の責任と考える。

その他の質問項目

総合計画の年度別財政推計と年度別財政実績について



打桐 厚史議員

Q. 観光基本計画アクションプランの今後の戦略は

A. 新東名高速道路開通後の観光誘客のため、ターゲットの拡大や新たな施策を検討したい

観光資源を十分に活用した戦略と新たな観光スポットの創出について以下伺う。

- ① 新城市観光基本計画アクションプランの経過、今後の戦略は。
- ② 鳳来峡インターチェンジ開通後の誘客検証と新城インターチェンジ開設後の誘客展望とビジョンは。

産業・立地部長

① これまでに観光ガイドマニユアルとデータベースの作成、PR用DVDの作成、トイレ等の観光施設整備に取り組みとともに、広域観光として奥三河周遊イベントなどを実施した。

新東名高速道路の開通時期はマ

スメディアに取り上げられる絶好の機会であるため、積極的な情報発信を観光協会と実施する。また、開通後の継続的な誘客のため、ターゲットの拡大や新観光施策を検討する。

② 平成24年の観光統計による入込客数は199万人と開通前の年より14万人増えている。

平成24年の鳳来峡インター降車の交通量調査では平日12時間で664台。以降毎年17%程度の増加がある。降車後の行先は北設楽方面が増加している。

新城インター開通後は、観光、交流人口の増加が大きく期待されるため、本市のみならず、県観光協会、東三河広域観光協議会等と連携しながら積極的に宣伝活動、キャンペーン強化に取り組む。また、奥三河全体を一つと考え周遊誘客を進める。

再質問

修学旅行生を田植え体験や民泊、温泉旅館に誘客する検討はしているか。

産業・立地部長

受入や開催時期など課題は多いが、検討に値する事業と考える。



浅尾 洋平議員

- Q.** 新城市民病院での産科再開の見通しは
- A.** 大きな制度改正等がない限りは市民病院内での再開は困難

5月に発表された市立産科診療所新設計画について以下伺う。

①市立産科診療所新設計画に至る経過を伺う。

②緊急時の医療支援体制が整わないまま、二人の医師派遣への手付金を支払うとして6月議会に議案を提出すると報告されたが、断念した今の認識は。

③しんしる助産所の今後と市民病院でのお産再開の見通しは。

経営管理部長

①昨年8月に今枝代議士の仲介で医療法人・葵鐘会と会った際に、中津川市民病院と同じ形態で医師派遣に協力できる旨の話があった。産科再開は重要施策の一つであ

り、関係機関等との調整、情報収集等に努めたが、市民病院内での開設は大変困難であり、また予想分娩件数から採算を考慮すると難しい運営になることから、市民病院外で公設公営の産科診療所の開設に向け取り組むこととした。

健康医療部副部長

②この取組みには、労働者派遣法の改正、医療スタッフの確保、緊急時の医療支援体制の構築等の課題があり、補正予算の上程は、今後の事業進展に不要の混乱を与えるものと判断し、見送ることとした。

引き続き産科診療所の29年度開設に向け検討を進めていきたい。

③助産所は高い評価をいただいていることから成果と信頼を継承することを念頭に、この地域における産科医療のあり方全般について幅広く検討を進めていきたい。

なお、二次救急病院として出産体制を敷くためには、産婦人科医3人、小児科医3人が必要と考えられており、大きな制度改正等がない限りは市民病院内での再開は困難なものと思われる。

その他の質問項目

新庁舎建設について 他



丸山 隆弘議員

- Q.** 地方版人口ビジョンの方針は
- A.** 10月には目指すべき将来の方向と人口の将来展望を整理

人口・定住対策に関して以下伺う。

①昨年12月定例会で「新年度に向けて地方版人口ビジョンの方針を樹立し人口分析をしていく」と回答されたが進捗状況は。

②サンヒル新城宅地分譲の販売促進に見られた公共優良宅地のさらなる事業推進は。

③人口・定住対策に繋がる産科診療所等の現状と今後の見通しは。

企画部長

①人口の将来展望にあたっては、将来人口推計のシミュレーションを行い妥当性の検証をする。人口推計は地域住民の希望を実現する観点が必要であるため、6～7月

にかけ、結婚・出産・子育て、進路と居住地、雇用動向に関するアンケートを行い、この結果を基に総合戦略推進会議で検討を行う。10月には目指すべき将来の方向と人口の将来展望を整理したい。

建設部長

②住宅開発地を生活の場として選択してもらうための動機が必要で、場所、規模、価格の設定は勿論であるが、地域コミュニティの受け入れや将来像を描くことが大切である。人口減少・定住化対策として住宅用地開発は有効な施策であるので、今後他の施策とも調整を図りながら推進していく。

健康医療部副部長

③現在の計画は、産科診療所を公設で開設しようとするもので、県内の医療法人の協力を得て運営するものである。開設スケジュールは、来年度に建物建設に着手し、29年度開設を目指している。

市内で出産できる場所の確保は、この地域の未来に向けた最重要課題であり、今後も本市の人口・定住化対策に寄与できるよう取り組んでいく。

その他の質問項目

庁舎建設計画の見直しに関して



下江 洋行議員

Q. 住民投票から学ぶべき教訓は

A. 市民の意思をきちんと確認し理解を得る手法が必要

や考え方を聞く必要があり、その協議の場として実務協議を行うという考えである。

② 県公安からの指導により旧市民体育館跡地の庁舎敷地については、市道入船線から敷地側に10mの市道確保すること、大型車の誤進入による転回する空地が必要となる。また、現本庁舎跡地に計画している乗り入れについては、蒲郡信用金庫が建設中であり、現計画の協議時点より複雑化している。こうした中で、今後も駐車場法の基準を満たすため、県公安との協議が継続的に必要となる。

新庁舎建設事業について、住民投票結果を踏まえ以下伺う。

① 住民投票を求める会のメンバーが実務協議に関与する必要性の根拠と可能性は。

② 大幅な見直しによる県との協議等、実務上の課題は。

③ 見直し計画の市民への説明と周知の必要性とその方法は。

④ 市政運営を考える上で、今回の住民投票から学ぶべき教訓は。

総務部長

① 住民投票結果を踏まえた見直し作業については、求める会の試案の実現性を含めて検討作業が必要であると判断し、求める会から代表者を選出していただき、根拠

③ 住民投票の結果、敷地利用計画、道路形状、本庁機能の分棟など、現計画と大きく異なることから何らかの説明が必要であると考えているが、具体的な計画はない。一方で、消費税率引き上げの影響を避けるため平成28年9月30日までに工事請負契約を締結する必要がある。

④ 市と議会が市民の意思をきちんと確認し理解を得る手法が、これからの市政運営に必要であり、まちづくりにも様々な手法があることを念頭に、今後の検討課題としていきたい。



鈴木 達雄議員

Q. 新庁舎建設事業の見直しについて、めざすポイントとなるものは

A. 基本構想を踏まえた上で、「よりコンパクトに」などの4つを挙げている

② 基本設計からの見直しとなるが、市民会議で検討してきた基本構想やデザインワークシヨップでの市民スペースへの市民からの提言などの基本的な考え方は引き継いでいきたい。また、基本設計の見直し期間として、4カ月程度を予定しているが、実施設計を見据えて、VE協議も行うことになる。その後、速やかに実施設計に入り、可能な限り早期完成を目指して、消費税率8%の経過措置が受けられる平成28年9月までの本契約締結を目標としている。

新庁舎建設事業の見直しについて、

① 目指すポイントとなるものは。

② どの段階から見直すのか。今後の事業のスケジュールは。

③ 見直しをどのような人員参加体制で進めていくか。

④ 見直しに市民意見をどのように聞き、反映していくか。

総務部長

① 基本構想にある市庁舎の基本理念や基本方針を踏まえた上で、市長が基本原則として**①**よりコンパクトに**②**安全安心の拠点として**③**新たな市民合意のうえで**④**速やかな施工をめざして、の4つを挙げている。

③ 見直しはVE協議、議会協議、対案協議などを同時並行で進めていく。VE協議はこれまでどおり、市、設計者、施工候補者の体制となるが、これとは別に議会協議、対案協議の体制などは、それぞれ議会、新庁舎見直し住民投票を求める会と今後調整をしていきたい。

④ 現計画と大きく異なることから、何らかの説明が必要であると考えているが、現在、具体的な計画はない。今後全体スケジュールの中で消費税率引き上げの影響を踏まえながら、議会と協議し、市民意見の聞き方、反映の仕方について工夫していきたい。



中西 宏彰議員

- Q.** 産廃業者の進出について、受け取った回答の経緯と回答の評価は
- A.** 次のステップになると考えているが、不備や矛盾の課題はある

産業廃棄物処理業者の進出について、

①施設の現状は。
②許可権限のある県との情報共有は。

③3月議会において、質問には回答するとの返事を得ていると答弁され、3月30日、回答を受け取っていると思うが、経緯と回答をどのように評価しているか。

環境部長

①5月末に完成し、建築確認の検査機関による完了検査と消防本部による消防用設備の検査を受けたとのことである。

②現在、事業者が県に許可申請をし、審査しているところであり、

施設完了後に県が現場審査を行い、その後、許可あるいは不許可の判断が下されると聞いている。

③タナカ興業には平成26年11月に産廃対策会議で質問をまとめて環境部長名で送付したが、回答期限を過ぎた平成27年1月に、市民の反対運動がある中では回答しても理解を得られないため回答しないと返事があった。

これでは市民に対して企業としての社会的責任が果たされていないという判断から、少しでも回答を聞き出して、市民の不安を払拭していきたいと考え、先に出した質問の趣旨を変えずに改めて質問をしたものである。回答があれば、再質問を行い、当初の質問と同等の回答内容になるように説明を求めていく予定で作成したものである。改訂した質問への回答をしたことで、次の実証的な数値や裏づけとなる資料提出、事業説明へのステップになると考えている。

その他の質問項目

人口減少対策について

今国会において国保の運営主体を市町村から都道府県に移し、財政基盤を強化することなどを柱とする医療保険制度改革関連法案が成立し、平成30年4月1日までに段階的に施行されることとなった。慢性的な赤字体質が続く中、解消に向けて国は、平成29年度以降毎年3、400億円を国保に投入するとしている。

厳しい国保運営を行っている本市にとって、どのような影響があるのか。また、今後の見通しと課題、展望について伺う。

健康医療部副部長

今回の制度改革は、財政運営の都道府県化と低所得者対策・財政



滝川 健司議員

- Q.** 医療保険制度改革関連法案が、本市の国保運営に与える影響は
- A.** 保険者支援制度の拡充により、1人あたり年5千円程度の財政改善効果が生じる

調整機能の強化、保険者努力支援制度の創設、財政安定化基金の創設等に充てられる3、400億円規模の財政支援が柱である。

今わかつている本市への影響は、低所得者対策の強化のための保険者支援制度の拡充により、被保険者1人あたり年5千円程度の財政改善効果が生じる。

また、今後の見通しは、共同保険者としての市町村の役割は、引き続き被保険者の実情を把握した上で、保険給付の決定、資格管理、保険税の賦課・徴収、保険事業医療費適正化等、地域におけるきめ細かい事業を行う予定である。

課題は、今回の法改正では新制度の大枠は決められたが、都道府県が市町村に課す納付金の算定方法や、財政安定化基金の交付要件、保険者努力支援制度の評価指標などの詳細については引き続き検討し、順次、具体化を図るものと考えられているため、今後、国県の動向、情報に注視し、的確に対応していきたいと考えている。

その他の質問項目

地域創生総合戦略について
新東名開通関連事業について
地域おこし協力隊について

議案



主な議案の内容

市議会6月定例会は6月12日から6月29日までの18日間の会期で開かれました。

この定例会では、条例の一部改正や補正予算など市長提出24議案が上程され、また議員提出議案等が出され、慎重審議を行いました。

議案の内容

◆ 税条例の一部改正

法律の改正公布に伴い、条例の規定整備を行うもので、市たばこ税のうち旧3級品たばこの税率特例を廃止し、4年間かけ段階的に税率を引き上げる。

また、通称マイナンバー法の施行に伴い、行政手続きにおいて個人等を認識するための個人・法人番号を各種様式等へ付記する規定整備を行うなど所要の改正。

◆ 介護保険条例の一部改正

法施行令の一部改正に伴い、平成27年度から28年度までの2カ年、低所得者が該当する第1段階の介護保険料率を2万9700円から2万6730円に軽減をするもの。

◆ 市有財産の無償譲渡

従来から地元で管理してきた実態に則し、無償譲渡する。

〔建物〕1件 中市場公民館

◆ 財産の取得

小型動力ポンプ付積載車3台

◆ 取得金額

2666万5200円

◆ 契約の相手方

山佐産工株式会社

◆ 工事請負契約の締結

◆ 工事名

鳳来寺小学校改修工事

◆ 契約金額

2億282万4千円

◆ 契約の相手方

三河建設工業株式会社

◆ 市道の路線廃止・認定

新庁舎における現計画の見直し

を問う住民投票の結果を踏まえた庁舎建設計画の見直しに伴い、市道を廃止・認定する。

◆ 市民憲章の制定

合併市制10周年を迎える年に、市町村合併時の合併協定項目に、新市において検討するとされていた市民憲章を制定する。

◆ 教育憲章の制定

教育委員会制度が改正されたことに伴い、市として教育の中立性を図ることを目的に制定する。

◆ 一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ5626万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億7683万2千円とする。

◆ 一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ561万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億8244万6千円とする。

5月臨時会

5月臨時会は5月19日に開かれました。

この臨時会では、市長提出5議案が上程され、慎重審議が行われました。

議決結果一覧（5月臨時会）

議案番号	議案名	議決年月日	審議結果
97	新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認	27・5・19	承認
98	新城市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認	〃	〃
99	平成27年度新城市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認	〃	〃
100	新城市新庁舎建設基本設計の見直しを問う住民投票条例の制定	〃	否決
101	新城市固定資産評価員の選任	〃	同意

賛否等の公表 (5月臨時会)

議決結果の表の網かけ□の議案等について、議員別に賛否等を公表します。

議案番号等	議案名	議決結果	合計		議員名																		
			賛成	反対	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助	山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘	鈴木眞澄	加藤芳夫	菊地勝昭	夏目勝吾	
97	新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認	承認	16	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
99	平成27年度新城市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認	承認	16	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
100	新城市新庁舎建設基本設計の見直しを問う住民投票条例の制定	否決	3	14	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	議長	

※○は賛成、×は反対。議長は採決には加わりません。賛否については各議員からの報告をもとに公表します。

議決結果一覧 (6月定例会)

議案番号	議案名	議決年月日	審議結果
報告3	平成26年度新城市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書	27・6・12	報告
報告4	平成26年度新城市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書	〃	〃
報告5	平成26年度新城市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書	〃	〃
102	新城市総合支所設置条例等の一部改正	27・6・29	原案可決
103	新城市税条例の一部改正	〃	〃
104	新城市財産区特別会計の設置に関する条例の一部改正	〃	〃
105	新城市財産区管理会条例の一部改正	〃	〃
106	新城市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正	〃	〃
107	新城市介護保険条例の一部改正	〃	〃
108	新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	〃
109	新城市営住宅管理条例の一部改正	〃	〃
110	新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正	〃	〃
111	平成27年度新城市一般会計補正予算（第2号）	〃	〃
112	平成27年度新城市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
113	平成27年度新城市吉川上林組財産区特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
114	平成27年度新城市山吉田財産区特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
115	市有財産の無償譲渡	〃	〃
116	財産の取得＜小型動力ポンプ付き積載車 3台＞	〃	〃
117	新城市長篠財産区管理会委員の選任	〃	同意
118	新城市川合池場財産区管理会委員の選任	〃	〃
119	平成27年度新城市一般会計補正予算（第3号）	〃	原案可決
120	工事請負契約の締結	〃	〃
121	調停の申立て	〃	〃
122	市道の路線廃止	〃	〃
123	市道の路線認定	〃	〃
124	新城市民憲章の制定	〃	〃
125	新城教育憲章の制定	〃	〃
議員7	新城市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正	27・6・12	原案可決
委員会1	新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の制定	27・6・29	〃
	閉会中の継続審査の申し出の件(経済建設委員会) (第122号議案及び第123号議案を継続審査することについて)	〃	否決
	閉会中の継続審査の申し出の件(総合政策特別委員会) (平成27年請願第1号を継続審査することについて)	〃	議決
決議3	夏目勝吾議長に対する辞任勧告決議	〃	否決
決議4	丸山隆弘副議長に対する辞任勧告決議	〃	〃
決議5	議会改革決議	〃	〃

賛否等の公表 (6月定例会)

議決結果の表の網かけ□の議案等について、議員別に賛否等を公表します。

議案番号等	議案名	議決結果	合計		議員名																		
			賛成	反対	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助	山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘	鈴木眞澄	加藤芳夫	菊地勝昭	夏目勝吾	
103	新城市税条例の一部改正	原案可決	16	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
119	平成27年度新城市一般会計補正予算(第3号)	原案可決	14	3	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	議長
121	調停の申立て	原案可決	14	3	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	議長
	閉会中の継続審査の申し出の件〔経済建設委員会〕 (第122号議案及び第123号議案を継続審査することについて)	否決	6	11	×	×	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○	議長	
122	市道の路線廃止	原案可決	11	6	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	議長
123	市道の路線認定																						
124	新城市民憲章の制定	原案可決	16	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
125	新城教育憲章の制定	原案可決	16	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
	閉会中の継続審査の申し出の件〔総合政策特別委員会〕 (平成27年請願第1号を継続審査することについて)	継続審査	14	3	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	議長	
委員1	新城市肥料等の多量な施用等の防止に関する条例の制定	原案可決	16	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
決議3	夏目勝吾議長に対する辞任勧告決議	否決	2	14	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	除斥	
決議4	丸山隆弘副議長に対する辞任勧告決議	否決	2	14	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	議長	
決議5	議会改革決議	否決	4	13	○	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	議長	

※○は賛成、×は反対。議長は採決には加わりません。賛否については各議員からの報告をもとに公表します。

議案の討論

第103号議案

反対討論

浅尾洋平議員

この一部改正の条例は、市たばこ税の税率特例の廃止のほか、メインの内容は、国の地方税法改正とマイナンバー関連法の施行に連動して、全国民・全法人に措置を行うものである。

このまま見切り発車でこの制度が実施され、本市の申請業務にかかわることに反対する。

賛成討論

柴田賢治郎議員

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律案が可決されたことにより、市税条例との整合性を整備するもので、いわゆるマイナンバー関連法の可否を問うものではない。地方税法の一部改正との整合性を考慮し、市税制度の適正化・公平性を図るためには必要な措置であると考え、賛成する。
(賛成多数により可決)

第119号議案

反対討論

浅尾洋平議員

この補正予算は、庁舎建設における現計画の見直しに必要な経費と理由を述べながら、1、付け替え道路なし、2、建設費は30億円、3階建て以下の最低ラインの担保が保証されていない。思い切ってVE協議はやめ、もう一度、ゼロベースで見直すべきだと提案し、今回の補正予算には、反対する。

賛成討論

小野田直美議員

さきの住民投票の結果を尊重し、選択肢②を選んだ市民の意思を反映させるために必要な予算であると考え。市内の業者が使われたいのではとの心配もあるようだが、地域産業連携会議でも直接事業者との意見を聞きながら、実現性が高く、より満足度の高い市内業者の参画を検討していくとのことであるので、賛成する。
(賛成多数により可決)



第121号議案

反対討論

浅尾洋平議員

今回のような調停を最終的解決として安易に行くと、市と市民との関係がさらに悪化するのではないかと考え、反対する。

賛成討論

小野田直美議員

市は中立的な第三者である調停員を立て、半歩でも和解に向かう可能性にかけたいたとの考えである。まずは賠償責任をしつかりとすることが必要であるとの考えから、賛成する。

(賛成多数により可決)

第122号・第123号議案

反対討論

山崎祐一議員

よく検討して、現実的な対応をしていきたい、そういう考え方から引き続き審査をお願いしたいということであったが、賛否いずれかの結論を出すように決まったので、現時点では納得できないことが多々あるので、反対する。

賛成討論

鈴木達雄議員

路線の変更ある・なしは選択肢の中に明確にうたわれている。どちらかの方法を選ぶかを問うたものだと思う。その結果、路線をもとに戻す変更を選択した市民が多いこととなった。その結論を尊重し、新庁舎建設事業の見直しを早急に取りかかる必要があると考えており、賛成する。

賛成討論

白井倫啓議員

今回の議案の重さを感じて判断をしていたらきたい。当然今回は賛成しかないと思っている。この話を聞いた上でも反対に立っている人があるのであれば、その後の覚悟は自分できめてほしい。賛成をぜひしていただきたいという思いを込め、討論する。

(賛成多数により可決)

第124号議案

反対討論

浅尾洋平議員

八名地区の産廃問題はどうか。心を病んで、自死された若者が、県下の中で奥三河・北部医療圏が一番多いことを知っている。市の実態を放置したまま市民

憲章をつくることは、よくない。少なくとも、急ぐ必要はないと感じるため、反対する。

賛成討論

村田康助議員

3市町村の合併に伴い、より一層広域的で地域が愛せられるような形での市民憲章だと確信している。自らが主役となって、元気に住み続けられる、世代のリレーができるまちを目指すという、持続可能な地域づくり、地域愛がうたわれており、賛成する。

(賛成多数により可決)

第125号議案

反対討論

浅尾洋平議員

教育の価値を一方的に定め、それを、教員と市民に押しつけるものだと思う。社会や教育問題を、あたかも家庭や家族のしつけの不足を原因にしているような印象を持つので、ことさら強調すべきではないと考え、反対する。

賛成討論

小野田直美議員

法律の変更に伴い、市長や教育長がかわっても教育の中立性・継続性・安定性は変わることなくあ

り続けなければならない。そのために、市民とともにつくり上げた新城の教育が目指す理念、行動目標、実践項目からなる新城教育憲章を定め、それらを後世にしっかりと継いでいくことが必要であるとの思いから、賛成する。

(賛成多数により可決)

委員会提出第1号議案

反対討論

浅尾洋平議員

この議案は、産廃反対の区民から、議会へ要望があつたものを条例として制定しようという動きの中で、出てきた議案である。

この条例には悪徳業者を制限できない抜け道がある可能性があるという点から、反対する。

賛成討論

山口洋一議員

安全・安心という観点から、汚泥肥料については国の重金属の基準値を設け、基準以上のものについては、肥料としては認定していない。本条例は、この汚泥を含む有機質の堆肥についても大量施用を防止するための条例であり、賛成する。

(賛成多数により可決)

委員会インフォメーション

総務消防委員会

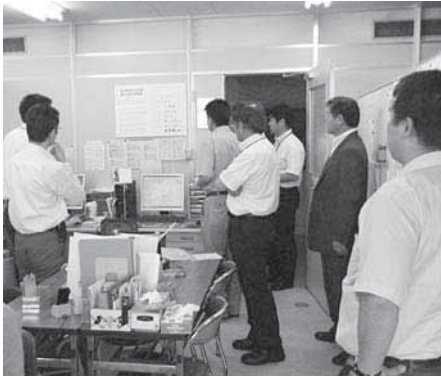
委員／◎下江洋行、○村田康助、柴田賢治郎、長田共永、丸山隆弘、加藤芳夫(行政視察欠席)

行政視察報告

平成27年7月7日(火)～9日(木)

●岡山県総社市
総社市新生活交通「雪舟くん」(デマンド交通)について

交通空白地の解消と公共交通網対策のため、平成23年度からデマンド交通を導入。バス・タクシー事業者との共存共栄方式が特徴。議会からの提案で導入された。



雪舟くん予約センター

●愛媛県四国中央市

デマンドタクシーについて

登録制、予約型、乗り合い送迎で、平成20年デマンドタクシー試

験運行を開始。平成22年4月対象地域を拡大し、実証運行に移行。一部地域を除く市内全域をエリアにわけ運行している。運行経費には国からの補助金が活用されている。

●広島県尾道市

空き家再生促進事業について
広域連携防災システムについて

尾道市空き家バンクは以前は行政のみで運営していたが、平成21年から行政とNPO法人で役割分担。また、重点区域において、建物の外観整備や空き家の再生、老朽危険建物の除却など、費用の一部を補助する事業を行っている。



通信指令業務の共同運用

尾道市消防局は平成26年から三原市と通信指令業務共同運用を開始した。消防局屋上には、県内13消防本部唯一のヘリポートがある。

平成28年度政策執行及び予算編成についての議会要望

平成28年度予算に向けて委員会から要望を行いました。ここでは主なものを掲載します。

●地域自治区運営事業

自治振興事務所長については、実績や新城地区での状況も踏まえ、鳳来・作手地区の民間登用について検討され、適切な方向を示されたい。

●支所機能の維持

鳳来総合支所周辺整備計画の位置づけを早急に検討されたい。また、検討委員会の立ち上げも早急に検討すること。

●高等教育機関運営支援事業

穂の香看護専門学校の設備における経年劣化の修繕箇所に対応を契約に沿って適切にされたい。

●地域情報通信基盤管理事業

フリースポットのさらなる充実を図られたい。

●新城市民憲章

市民憲章の浸透に向けての取り組みを検討されたい。

●新庁舎建設事業

より少ない消費税率で契約できるように努力されたい。

●災害に強いまちづくり

修正された新城市地域防災計画に沿ってさらなる防災対策の充実を図られたい。

●消防団の処遇改善・備品の整備

等を図るとともに、消防団員の人員確保に努められたい。その際、消防団員及び地域支援団員の退職金支給を1年単位にすることを検討されたい。

●まちぐるみの安全対策

引き続き防犯カメラの設置を継続されたい。

●公共施設のあり方及び市有財産の活用

公共施設等総合管理計画の作成に邁進されたい。



6月定例会

6月23日に議案7件を審査し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

厚生文教委員会

委員／◎中西宏彰、○菊地勝昭、浅尾洋平、小野田直美、鈴木達雄、鈴木眞澄

行政視察報告

平成27年7月21日(火)～23日(木)

●東京都日野市 特別支援教育について

日野市が実践する発達障害のある児童・生徒への特別支援教育を視察しました。

発達障害のある児童・生徒が通常授業の中で学習するため数々の配慮があり、全ての学校で対応できる体制が整備されていました。



発達・教育支援センターにて

●山形県山形市
山形まなび館（廃校舎利用）
について

廃校舎利用について山形市内の施設を視察しました。

学校のつくりはそのまま、歴史資料館、観光案内所、市民活動用レンタルルーム、市民のソウルフードどんどん焼きを提供するカフェ、ギャラリースペースなどに活用されており、視察当日も多数の利用者がいました。



保管庫をギャラリールームに

●新潟県長岡市 子育ての駅運営事業について

乳幼児期の子育てを支援するための児童館的施設を2件視察しました。

母親のため保育士、保健師等の相談窓口や友達作りのためのイベント実施。また、母親だけでなく積極的に高齢者や地域の方との関わりを持った活動を実施していました。



利用者の多い子育ての駅

●しんしろ助産所との意見交換会
5月28日
助産所の現状と課題の把握のため、職員との意見交換をしました。

●しんしろ助産所との意見交換会
5月28日
助産所の現状と課題の把握のため、職員との意見交換をしました。

●子ども園母の会との意見交換会
6月6日
出産前後の母親の意見を聞くため、各園母の会との意見交換を行いました。

●子ども園母の会との意見交換会
6月6日
出産前後の母親の意見を聞くため、各園母の会との意見交換を行いました。出産に関して困ったり、不便を感じたことや子どもの医療に関し

て困ったことなどを中心に意見交換し、母親の声を集めました。

●小中学校PTAとの意見交換会 7月13日

PTA連絡協議会の協力を得て、各学校の父親・母親との意見交換を行いました。

急な子供の病気等での困りごとや、市内で出産できないことに対しての意見など、子育て世代の声を集めました。



参加いただいたみなさん。本当にありがとうございました。

平成28年度政策執行及び予算編成についての議会要望

委員会で検討した要望事項に母の会、PTA意見交換会での意見を加味して市長に提出しました。住みよい新城市のため実行されることを願います。

委員会とは、議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置される審議機関の事です。

経済建設委員会

委員／◎滝川健司、○山崎祐一、打桐厚史、山口洋一、白井倫啓、夏目勝吾

行政視察報告

平成27年7月21日(火)～23日(木)

●青森県弘前市
スマートシティー構想推進事業について

コンパクトシティーをさらに進化させた動機や経緯・成果等について伺い、今後の産官学及び議会の関わり方、本市も推進している観光都市、再生可能エネルギー・ICT（情報通信技術）の活用について伺います。

●青森県青森市
コンパクトシティー（中心市街地活性化事業）について

歩いて暮らすことのできる質の高い生活空間「ウォークアブルタウン（遊歩街）の確立」に向けた持続可能なまちづくりについて伺い、本市における有効な条件及び詳細な検証を繰り返すことで創造から確立に結びつけます。

●青森県平川市
木質バイオマス発電施設について

発電所建設が平川市に決まった要因と行政の働きかけ及び林業従

事者・製材事業者・組合の現状分析、また、東北電力との協議進捗や市民との協働・循環型社会への結びつきを伺い、本市での実現可能性も含め調査研究を進めていきたいと思えます。



(株)津軽バイオエナジーにて

●岩手県花巻市
起業・創業支援による地域活性化について

地域経済の活性化対策としてインキュベーター施設を先駆け全国をリードしてきた開設の経緯と成果並びに今後の課題について伺い、人材及び起業策・創業策について産業及び大学との関わりを中心に

一層強めるべきであると感じました。



起業化支援センターにて

平成28年度政策執行及び予算編成についての議会要望

平成28年度予算に向けて要望を提出しました。特に本委員会では、総合戦略策定に向けて重点項目として5項目をあげました。

●農業・産業振興

地域の中小企業の進行及び農業振興について、以下の事業支援導入を進められたい。

- ① 企業競争力強化支援事業
- ② 中小企業総合支援事業
- ③ 成長分野参入推進事業
- ④ 6次産業化推進事業

●観光振興

- ① 各部・各課の観光体制の確立

を図られたい。

② 各種観光関係団体・地域自治区との連携を強化し、多くの市内外の誘客を図る積極的な観光事業の開発や、広域観光戦略の策定に努められたい。

③ 温泉を中心とした観光産業のあり方の構築。

④ 歴史観光拠点の整備として、長篠設楽原関連施設の重点整備及びJR各駅を拠点とした観光周遊整備を図られたい。

●林業振興

木質バイオマス発電所建設を実現させるためのプロジェクトを立ち上げを図られたい。

●商業振興

① 事業者の立場や生産者・消費者など連携組織の構築・共有化を図られたい。

② 中心市街地の空き家、空き地の流動化を促進するとともに、商店街の復活プロジェクトの立ち上げを図られたい。

③ 農林業製品の検討・普及を図られたい。

●人口減少対策

都市計画区域区分（線引き）の見直し

本市の将来像をしっかりと描き、ミスマッチを解消し、市民ニーズに沿った都市計画区域区分に見直す必要がある。

「新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例」は
議会在案した条例です。

topic

施肥条例が 施行されました

平成27年7月1日から施行

6月定例会において、経済建設委員会から施肥に関する条例が提案され、賛成多数で可決されました。

「新城市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例」

目的

本市の農地等における肥料等の施用及び保管に関し必要な事項を定めることにより、肥料等の大量な施用及び保管の防止を図り、もって農地等の永続的な利用並びに農地等の周辺地域の自然環境及び生活環境の保全に資することを目的とする。

主な内容

○施用計画の届出

↳対象と施用等の上限量

〈農用地における施用〉 一作につき10アール当たり5トン

〈農用地における汚泥肥料等の施用〉 一作につき10アール当たり0.5トン

〈農用地における肥料等の保管〉 保管場所一箇所当たり総トン数10トン

〈農用地における汚泥肥料等の保管〉 保管場所一箇所当たり総ト

ン数1トン

〈森林における肥料等の施用等〉

1ヘクタール当たり5トン

〈森林における汚泥肥料等の施用等〉 1ヘクタール当たり1トン

↳届出の期日

施用等を開始する30日前まで

○改善措置等

届出に係る施用計画の実施により農地等の保全に影響を及ぼすおそれがある場合、①指導（計画変更・中止、原状回復等）②勧告（指導の遵守）③公表（勧告に従わない者の住所・氏名、内容、理由等を公表）

○過料

届出を行わず、届け出対象となる施用をした者、虚偽の届出をした者には過料（5万円以下）。

東三河広域連合議会

東三河広域連合の設立にともない、東三河広域連合議会が設置されました。東三河8市町村議会の26名の議員で構成され、新城市議会からは、鈴木達雄議員、下江洋行議員、山口洋一議員の3名が選出されました。広域連合議会では、年2回、8月と2月に定例会が開催され、広域計画等についての審議が行われます。

東三河広域連合では、おもに①共同処理事務（介護保険事業・消

費生活相談等に関する事務・滞納整理事務・障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務・社会福祉法人の認可等に関する事務・航空写真撮影等に関する事務）②広域連携事業（単独の市町村では実施が困難な広域的な事業に一体となつて取り組み、地域の振興・発展を図る）③権限移譲事務（県が行っている事務を広域連合が行うことで、住民にとって身近な行政サービスを一層充実させる）の3つの取り組みを進めます。広報紙も各戸に配布されますので、ぜひご覧ください。

お知らせ

◆視察報告会◆

視察報告会を9月1日本会議第1日終了後に議場で行います。

◆9月定例会日程（予定）◆

- 9月1日 本会議第1日
- 7日 本会議第2日 ※中継
- 8日 本会議第3日 ※中継
- 9日 本会議第4日
- 10日 総務消防委員会
厚生文教委員会
- 11日 経済建設委員会
予算・決算委員会
- 15日 予算・決算委員会
(予算)
- 18日 本会議第5日
(決算)



前号からリニューアルしました議会しんしろは「あなたとつなぐ」がテーマです。本会議の議論だけでなく、委員会の日頃の調査研究活動や今の課題の特集などもお伝えします。議会を身近に感じていただくために9月9日から15日までいいじゃん新城市で市議会の放送をします。どうぞご覧ください。

編集委員

委員長／鈴木 達雄

下江 洋行 打桐 厚史

柴田賢治郎 小野田直美

●ご意見、ご感想等ございましたら、

議会事務局

(電話) 231-7657

(メール)

gikai@city.shinshiro.lg.jp

までご連絡ください。

